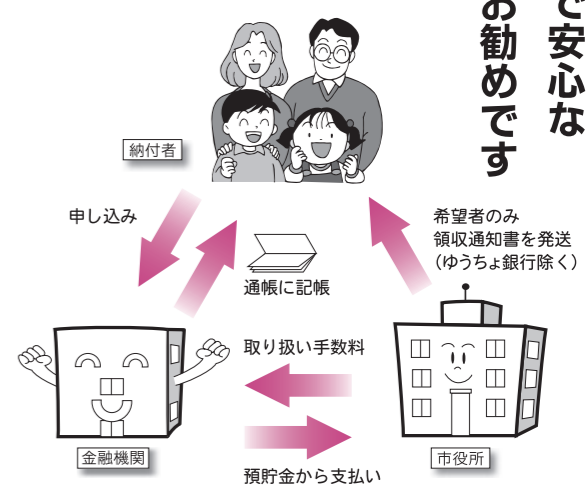


# 市税などの納付には、便利で安心な口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」、「ついつい納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく、安心です。一度申し込みの手続きをされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。



※口座振替なら、金融機関の取り扱い手数料が金融機関での窓口払いよりも安く、市から皆さんへの納付書の発送も不要。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。

## 申し込みの手続き

あなたの預貯金口座のある取扱金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口で、「彦根市市税等口座振替依頼書」に預貯金通帳と通帳使用印鑑を添えてお申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、届出納室(市役所1階)、市内の各金融機関、ゆうちょ銀行の窓口にあります。

## 取扱金融機関

- ▼ 次の金融機関の、各本・支店(市外の店舗を含む。)で取り扱います。
  - ▼ 滋賀銀行
  - ▼ りそな銀行
  - ▼ 滋賀中央信用金庫

## 振替できる税目など

- ▼ 固定資産税
- ▼ 軽自動車税
- ▼ 市県民税(普通徴収)
- ▼ 国民健康保険料
- ▼ 介護保険料(普通徴収)
- ▼ 市営住宅家賃
- ▼ 上・下水道料金
- ▼ し尿処理手数料

## 納期と振替口

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として、各納期月の最終日に振り替えます。

## 領収の確認

原則として、口座振替済領収通知書の発行は省略しています。領収については、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。また、軽自動車税の口座振替

## 市税等納期一覧

科目	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 固定資産税			1期		2期				3期			4期	
② 軽自動車税			全期										
③ 市県民税				1期		2期		3期			4期		
④ 国民健康保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤ 介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑥ 市営住宅家賃				毎月納期(納付書は4月に発送)									
⑦ 上・下水道料金				隔月納期(納付書は隔月発送)									
⑧ し尿処理手数料				隔月納期(納付書は隔月発送)									
⑨ 下水道受益者負担金・分担金		(1年目)		1期		2期		3期		4期		5期	6期
		(2年目)		5期		6期		7期		8期		9期	10期
		(3年目)		9期		10期		11期		12期			
⑩ 農村下水道使用料				偶数月納期(納付書は偶数月発送)									
⑪ 保育料				毎月納期									
⑫ 放課後児童クラブ(留守家庭児童会)利用料				毎月納期									

## 県税や市税の納め忘れはありませんか

皆さんから納めていただく県税や市税は、福祉や教育など、住民の皆さんの身近な行政サービスに使用される財源です。県と各市町では、12月を「滞納整理強化月間」として、事情なく滞納している人に対して、一斉に重点的な滞納整理を行います。もし、納税されていないと、財産(給与・預金など)を調査し、差し押さえることがあります。納め忘れがないか、もう一度お確かめください。

### 市納税課

問い合わせ先 市税：市納税課 ☎22-9379番、FAX 22-3052番、県税：園湖東地域振興局税務課納税担当 ☎27-2205番、FAX 26-3091番

## 「彦根市の環境」は、A4判で、市内の水質や土壌、大気、騒音などの調査結果をまとめて

### 市生活環境課

平成18年度における彦根市の環境の状況や、施策をまとめた彦根市環境白書「彦根市の環境」ができました。

問い合わせ先 市生活環境課 ☎30-6100番、FAX 22-1398番

## 宝くじ助成金で災害救助用ポートを整備

### 市総務課

宝くじ助成金は、財自治総合センターが、宝くじの収益金を財源に、地域コミュニティの健全な発展を図ることを目的として運営しています。金城学区自主防災連合会は、地域の安心で安全な活動を進めるため、この制度を利用して、災害救助用ポートを購入されました。



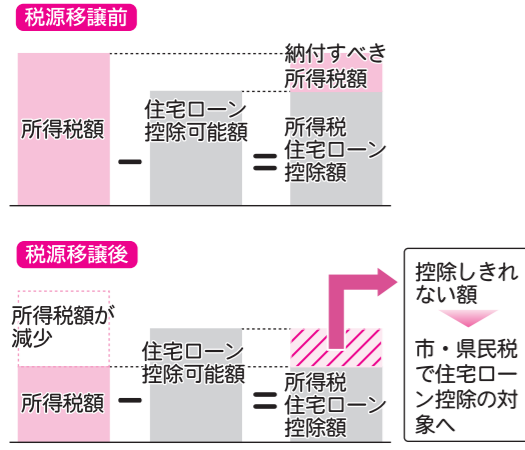
問い合わせ先 市総務課 ☎30-6100番、FAX 22-1398番

## 所得税から住宅ローンが引きされない場合は、申告が必要です

### 市税務課

「広報ひこね」11月1日号でお知らせしたとおり、国の税源移譲によって、所得税が減額された人のうち、平成18年末までに入居し、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の適用を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合(左図①)は、翌年度の市・県民税から控除することができます。平成20年度以降に、市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要になります。平成19年分の所得

## 1 税源移譲にともなう住宅ローン控除の変化



## 2 市・県民税の住宅ローン控除の申請窓口

控除を受ける人	申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない人	源泉徴収票を添付して市税務課へ提出
所得税の確定申告をする人	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

## 住宅ローン控除Q&A

**問** 市・県民税の住宅ローン控除額はどのように決まるのか

**答** 「住宅ローン控除額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」の、いずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額になります。

**問** どういう場合に、市・県民税の住宅ローン控除の対象となるのか

**答** 給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載されます。この金額が、源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に対象になります。

**問** 平成19年以降に入居した場合に対象になるのか

**答** 市・県民税の住宅ローン控除の対象にはなりません。ただし、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられました。詳しくは、彦根税務署(☎22-7640番)にお問い合わせください。